

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年12月8日(月)

今週のことば

「おいしい食べきり」キャンペーン

消費者庁や農水省、環境省などが外食が増える12月～1月に実施する全国キャンペーン。特に宴会などの食べ残しによる食品ロスを減らすため、普及啓発に取組む。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12／ 8(月) 仏滅
9(火) 大安 皇后さま62歳の誕生日
10(水) 赤口 ノーベル賞授章式、源泉所得税の納付期限
11(木) 先勝
12(金) 友引
13(土) 先負 ラグビー・リーグワン開幕
14(日) 仏滅

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/1(月)	49,303	▼951 155.37 △0.93
2(火)	49,303	±0 155.76 ▼0.39
3(水)	49,865	△562 155.68 △0.08
4(木)	51,028	△1163 155.24 △0.44
5(金)	50,492	▼536 154.62 △0.62

DC一時金と退職金等を受取る場合の取扱い

来年からiDeCoや企業型DC（確定拠出年金）を一時金で受け取った後に退職金等の支払いを受けた場合の退職所得控除の取扱いが変わります。

◆退職所得控除における勤続年数等の重複排除

会社から支払いを受けた退職金やiDeCo等の老齢一時金（DC一時金）などは、退職所得として勤続（加入）期間に応じた退職所得控除額を控除した残額の1/2が課税される所得金額となり、他の所得と分離して課税されるなど取扱いが優遇されています。ただし、一定期間内にDC一時金と退職金等を受け取る場合などは、退職所得控除の計算上、重複する勤続期間等を排除する必要があります。

例えば、DC一時金を受け取った後に会社からの退職金を受け取る場合、現行は退職金を受け取った年の前年以前4年内にDC一時金を受け取っていると重複排除の対象となります。また、退職金を受け取った後にDC一時金を受け取る場合、前年以前19年内に退職金を受け取っていると対象となります。

◆来年1月から調整対象となる期間が変更

改正により、DC一時金を受け取った後に退職金等を受け取る場合の調整対象となる期間が見直され、退職金等を受け取った年の前年以前「9年内」にDC一時金を受け取っている場合は重複排除の対象となります。これにより、例えば60歳でDC一時金を受け取った場合、その後に支払いを受ける退職金等について勤続期間に応じた退職所得控除を満額で適用できるのは70歳以降となります。

なお、改正は令和8年1月1日以後にDC一時金を受け取る場合で、同日以後に支払を受ける退職金等に適用されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201547

「所有不動産記録証明制度」が来年2月施行

令和6年4月から相続等によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は「取得したことを知った日から3年以内」に相続登記（相続による所有権の移転登記）の申請をすることが義務付けられましたが、それに伴い、被相続人が所有する不動産を把握しやすくするため「所有不動産記録証明制度」が令和8年2月2日に施行されます。

登記記録は現行、土地や建物ごとに作成され、特定の者が所有権の登記名義人となっている不動産を網羅的に把握できる仕組みはありませんでしたが、本制度により特定の者が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明書として交付します（手数料等が必要）。

確定申告が必要となる給与所得者は

令和7年分の所得税の確定申告期間は、令和8年2月16日～3月16日までです。

大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため確定申告は必要ありませんが、*給与収入が2千万円超の方、*給与所得や退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方などは確定申告を行う必要があります。

また、年末調整では適用できない医療費控除や寄附金控除などを受ける場合は還付申告を行います（確定申告期間に関係なく1月から提出可能）。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】
①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

DC一時金の受給後に退職金等を受ける場合の退職所得控除の取扱い変更

令和7年度税制改正により、退職手当等を受け取る年の前年以前4年内に他の退職手当等を受けている場合に退職所得控除の計算上、重複する勤続年数等を排除する調整規定が見直され、令和8年1月から確定拠出年金（企業型DCやiDeCo）を老齢一時金（以下、DC一時金）として受け取った後に退職手当等の支払を受ける場合における調整規定の対象期間が拡大されます。

◆退職手当等の課税の取扱い

退職手当等は長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払られるものであることなどから、退職所得控除や1/2課税、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう取扱いが優遇されています。

確定拠出年金法に規定する企業型年金規約または個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金なども退職手当等とみなされ、同様に取扱われています。

◎退職所得金額の計算方法

課税される退職所得の金額は、原則として退職手当等の収入金額から勤続年数（確定拠出年金などにおいては掛け金の払込期間が勤続年数とみなされます）に応じた退職所得控除額を差し引いた残額に1/2を乗じた金額となります。【退職所得金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1/2】

※役員等として勤務した期間が5年以下である者が支払を受ける「特定役員退職手当等」に該当する場合は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得金額となり、1/2課税の適用はありません。また、役員等以外としての勤続年数が5年以下である者が支払を受ける「短期退職手当等」に該当する場合は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分について、1/2課税の適用はありません。

◎退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、勤続年数に応じて次のように計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 ※計算後の金額が80万円に満たない場合は、80万円
20年超の場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げて計算します。

◆前年以前に他の退職手当等を受けている場合の退職所得控除の調整規定

退職手当等を受け取る年の前年以前に他の退職手当等を受けている場合は、退職所得控除の計算上、重複する勤続期間等を排除する調整規定の適用を受ける場合があります。この場合、勤続年数に基づき算出した退職所得控除額から、前年以前に支払を受けた退職手当等との重複期間の年数（重複期間に1年未満の端数がある場合には切り捨て）に基づき算出した退職所得控除額相当額を控除した残額が退職所得控除額となります。

現行では、退職手当等を受け取る年の前年以前4年内に他の支払者から支払われた退職手当等を受け取っている場合に調整規定が適用され、退職所得控除の計算上、前の退職手当等の勤続年数との重複期間を排除して控除額を計算する必要があります。

また、DC一時金の支払を受けた年の前年以前19年内に他の支払者から支払われた退職手当等を受け取っている場合も調整規定の対象となります。

◎令和7年度税制改正による見直し

近年、定年の引上げ等によりDC一時金を受け取った後、5年以上経過後に会社から退職手当等の支払いを受けるケースが増加しており、この場合、現行では調整規定の適用はないため、勤続年数に応じた退職所得控除が適用できます。

しかし、課税の公平性の観点から令和7年度税制改正で、退職手当等を受け取る年の前年以前にDC一時金を受け取っている場合において調整規定の対象となる期間が拡大され、「退職手当等（DC一時金を除く）の支払を受ける年の前年以前9年内（現行：4年内）にDC一時金の支払を受けている場合は、退職所得控除額の計算における勤続年数等の重複排除調整の対象とする」とされました。

この改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用となります。